

## キャッシュレス・消費者還元事業に関する注意喚起について

10月1日の消費税率の引き上げに合わせて開始される「キャッシュレス・消費者還元事業」の対象店舗となるには、契約されているキャッシュレス決済事業者を通じて、別途、ポイント還元への加盟店登録を申請する必要があります。

この登録を行っていない場合、決済手数料の補助を受けることができず、消費者還元もできないため、キャッシュレス決済でお支払いされるお客様とのトラブルにつながる可能性があります。このようなことから下記の注意事項を今一度、ご確認ください。

「既にキャッシュレス決済を導入済みの中小・小規模事業者の方は（ポイント還元への登録を別途行わなくても）自動的に支援対象となる。」と誤認されているとの情報も寄せられています。

### 記

①キャッシュレス決済業者毎に加盟店登録の申請が必要です。

※加盟店登録は決済事業者経由でしか行うことができません。

②既にキャッシュレス決済導入済みでも、加盟店登録の申請無しに自動的に登録されることはありません。

③公式ホームページからの加盟店 ID 発行だけでは加盟店登録にはなりません。

■お問い合わせ：ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け

電話 0570-000655 平日 10:00～18:00